

伝統的民家群保存活用推進地区の指定および 福井ふるさと百景団体の認定について

1 伝統的民家群保存活用推進地区の指定

伝統的民家や蔵などが形成する福井らしい集落や街並み景観を保全していくため、伝統的民家が集積する地区を「伝統的民家群保存活用推進地区」として指定

※「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」第10条第1項の規定に基づく指定

<指定の要件>

- ・ 伝統的民家が10戸以上の集落、自治会等
- ・ 伝統的民家を保全する意向があり、集落や街並み景観を活かした活動を実施（予定を含む。）する地区

<指定地区に対する支援>

- ・ まち並み・集落景観を保全・活用するために地域ぐるみで行う活動を支援
（例）植栽活動、まち並み保全・活用のための勉強会の開催など
【200千円／地区 2年間】
- ・ 統一感あるまち並み・集落景観を形成するため、伝統的民家、土蔵、塀の改修を支援
（通常の改修補助の対象拡大）
【県の補助限度額1,500千円 県1/4、市町1/4、所有者1/2】

2 福井ふるさと百景活動団体の認定

「福井ふるさと百景」の選定地において、景観の保全・活用に積極的に取り組む団体、および景観づくりに関連する専門的な知識・技術をもって指導、助言を行うことができる団体を「福井ふるさと百景活動団体」として認定

<認定の要件>

- ・ 百景選定地において、百景の保全・活用に資する活動を実施する団体等
- ・ 新たな活動または既存の活動内容を拡充して実施、今後も継続が見込まれるもの

<認定団体に対する支援>

- ・ 植栽やビューポイント整備など百景選定地で行う景観づくり活動や景観づくり教育の広域的な活動を支援
【200千円／団体 2年間】

（参考）これまで（H23～H26）の指定および認定の状況

- ・ 伝統的民家群保存活用推進地区 24地区指定
- ・ 福井ふるさと百景活動団体 31団体認定